



保育所(園)

保護者の就労や出産、病気、病人の介護など、なんらかの事情により保育を必要とする家庭のお子さんをお預かりするのが保育所(園)です。

☎子育て支援課 ☎20-1573

◆ 保育所入所対象児・入所できる基準

- ・生後57日～5歳児。
- ・保護者が居宅内外の仕事に月60時間以上従事している場合や、出産前後や病気、病人の介護などの理由によって保育を必要とする場合。

◆ 休日

- ・日曜日、祝日
- ・年末年始(12月29日～1月3日)

◆ 保育相談

- ・平日 10時～15時(各市立保育所)

◆ 園庭開放

- ・平日 10時～15時(各市立保育所)

◆ 入所方法

入所は毎月1日です。年度途中の入所を希望する場合、入所希望月の前月の10日までに入所申し込み手続きをしてください。4月新規入所に関しては『広報もばら』および市ウェブサイトでお知らせします。

◆ 申し込み方法

子育て支援課および保育所で配布している入所申込書などに記入の上お申し込みください。くわしくは、子育て支援課までお問い合わせください。

保育所名	住所	電話	地図座標
朝日の森保育所	茂原 1016	22-3126	3 図 C-1
五郷保育所	綱島 102	22-5539	10 図 D-4
鶴枝保育所	上永吉 1013-1	22-4709	13 図 A-2
東郷保育所	谷本 1795	22-2832	9 図 C-5
豊田保育所	長尾 2103-1	22-5056	8 図 E-3
中の島保育所	下永吉 787	24-1894	11 図 A-5
二宮保育所	国府関 1536-1	22-4894	8 図 B-4
町保保育所	高師 555-28	22-2544	2 図 C-5
本納保育所	本納 3302-1	34-3155	5 図 E-4
新治保育所	下太田 5	34-2286	5 図 D-4
高師保育園	高師 864-1	22-2419	1 図 E-5
東茂原保育園	東茂原 13-21	23-6513	11 図 B-5

〈小規模保育事業〉

私立 はぐくみ	緑ヶ丘 1-48-11	22-8187	10 図 B-1
---------	-------------	---------	----------

※小規模保育事業とは、生後57日目から3歳未満児を対象に定員6人以上19人以下で保育を行う施設。

学童クラブ

☎公設学童クラブについては **子育て支援課 ☎20-1573**

民設学童クラブについては各学童クラブへ直接お問い合わせください。

保護者が就労などにより、放課後や昼間家庭にいない児童の放課後健全育成の場です。保育時間や利用料は各学童クラブにより異なります。

学童クラブ名	場所	電話	地図座標
東郷第1学童クラブ	東郷福祉センター内	25-5223	9 図 C-5
東郷第2学童クラブ	旧東郷地区集会場	23-1808	9 図 C-4
中の島学童クラブ	中の島小学校内	25-6622	11 図 B-5
二宮学童クラブ	二宮福祉センター内	25-3400	8 図 B-4
せんだん学童クラブ	茂原小学校敷地内	25-1400	4 図 A-1

学童クラブ名	場所	電話	地図座標
五郷学童クラブ	五郷福祉センター内	24-9121	10 図 D-5
萩原学童クラブ	萩原小学校敷地内	25-3865	11 図 A-1
鶴枝学童クラブ	鶴枝保育所内	22-0051	13 図 A-2
豊田学童クラブ	豊田福祉センター内	26-5176	8 図 E-3
本納学童クラブ	本納 2403-3	080-3471-0428	6 図 A-4
豊岡学童クラブ	豊岡福祉センター内	34-8321	7 図 A-5
西町学童クラブ	茂原 1323	25-4140	3 図 A-1
東茂原学童クラブ	東茂原 13-23	23-6513	11 図 B-5
緑ヶ丘学童クラブ	緑ヶ丘 3-30-16	25-8536	10 図 B-1
学童保育たいよう	早野新田 54	24-2417	4 図 D-3
新治学童クラブ	新治小学校内	—	5 図 D-4
キッズステーション	上林 209-9	26-6020	11 図 A-1
チャイルドハウス	緑ヶ丘 1-48-11	22-8187	10 図 B-1

子育て家庭相談室

☎子育て家庭相談室 ☎23-5500

家庭において児童が健やかに育つように、そしてその福祉の向上を図るために、家庭児童相談員による相談を実施しています。

守秘義務に責任を持ち、相談者の方の気持ちが少しでも軽くなるように努めています。

子育て支援センター (キッズ・ラボ、チャオ)

子育ての悩みや困っていることなどについて話し合ったり、お子さんと一緒に楽しく遊んだりして、子育ての仲間づくりの輪を広げていくための場です。茂原市内在住の0歳から5歳までの就園前のお子さんとその保護者の方が参加できます。

- ・キッズ・ラボ(高師保育園内)
高師 864-1 【エリアマップ1 図 E-5】 ☎22-2419
※電話受付は月～金曜日の14時～16時まで
- ・チャオ(東茂原保育園内)
東茂原 13-21 【エリアマップ11 図 B-5】 ☎23-6513
※電話受付は月～金曜日の14時～16時まで

子ども医療費助成制度

☎子育て支援課 ☎20-1573

子どもの医療費について、市が発行する「子ども医療費助成受給券」と「被保険者証」を医療機関に提示することにより、定額の自己負担金をお支払いいただくだけで済むこととなります。

◆ 支給の対象

中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療の範囲内で医療費の全部、または一部を助成します。
※所得制限があります。

◆ 助成区分(平成27年4月から)

	通院	入院	調剤
0歳～中3	○	○	○

◆ 自己負担額

保護者が市民税所得割を課税されている場合は通院1回・入院1日につき300円、課税されていない場合は無料。

病児・病後児保育

病気の回復期または回復に至らない場合にあり、自宅での静養を必要とするお子さまを保護者が仕事・傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で家庭での育児が困難な場合、医療機関に併設した専用保育室でお預かりします。

宮本内科医院 病児・病後児保育室「バンビー」
緑ヶ丘 4-3-3 【エリアマップ10 図 B-1】 ☎22-7661

〈対象のお子さま〉
生後6か月から小学校3年生までの児童

〈利用日・時間〉
月・土曜日 8時～16時
火・水・金曜日 8時～18時
※木・日曜日・祝日・年末年始はお休み

〈利用料金〉
6か月～小学校就学前乳幼児 1日2,500円(昼食・おやつ付)
小学校1～3年生 1日3,500円(昼食・おやつ付)



お子様の未来を応援する教室は、茂原駅東口ロータリー角にございます。

幼児教室・英語教室・音楽教室・補習&進学教室 **無料体験随時受付!**

キューオングループ・茂原駅前センター (茂原市町保3-7)

【エリアマップ2 図 B-5】

TEL:0475-22-8601 (電話受付業務 平日 10:00～18:00)



乳幼児家庭支援事業 (おむつ用ゴミ袋無料配布)

問子育て支援課 ☎20-1573、保健センター ☎25-1725

市内在住で0歳～3歳未満のお子さんの居る家庭に対し、「こんにちは赤ちゃん訪問(生後4か月頃に相談員が訪問)」、保健センターで実施する「1歳6か月健康診査」、「2歳児歯科健康診査」の際に、お子さん1人に広域組合指定の20リットルゴミ袋を「おむつ用ゴミ袋」として年間50枚を無料配布します。

おめでとう赤ちゃんセット配布事業

問子育て支援課 ☎20-1573

出産時のお祝いとして、乳幼児のいる子育て世帯を経済的に支援することを目的に、取扱店舗で使用できる「子育て応援チケット」と「モパリングッズ」を、「おめでとう赤ちゃんセット」として新生児1人に一式無償で配布します。

幼稚園

問公立幼稚園については、学校教育課 ☎20-1558

私立幼稚園については、各幼稚園へ直接お問い合わせください。

市内には、公立幼稚園が4カ所と私立幼稚園が5カ所あります。入園を希望される方は、各幼稚園へ直接お申し込みください。

	幼稚園名	住所	電話	地図座標
公立	豊岡幼稚園	粟生野2653-1	34-8050	6図E-5
	五郷幼稚園	早野17-1	23-5185	10図D-4
	新茂原幼稚園	上林56-2	24-8710	9図A-4
	中の島幼稚園	下永吉1056-2	24-8720	11図A-5
私立	アップル幼稚園	押日595	24-6685	8図C-4
	エンゼル幼稚園	八千代1-11-1	22-3210	3図E-2
	ふたば幼稚園	茂原646	22-3964	4図B-2
	茂原聖マリア幼稚園	高師980	22-4386	1図D-4
	もばら幼稚園	東郷842-2	24-1095	9図B-5

小中学校

問学校教育課 ☎20-1558

◆ 小中学校への入学

市内に在住するお子さんは、教育委員会が指定する小・中学校に入学することになります。教育委員会では、住民基本台帳に基づいて1月末までに入学通知書をお送りします。

◆ 小中学校の転校の手続き

・市外から転入する場合

市民課に転入届を提出後、学校教育課へお越しください。その際に発行する「転入通知書」をお持ちの上、指定された学校で手続きとなります。

・市外へ転出する場合

市民課に転出届を提出後、学校教育課へお越しください。その際発行する「転出通知書」により現在通学している学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取り、転出先で転入学の手続きを行ってください。

・その他

市内転居の場合も同様に、学校教育課へお越しください。学区が変わらない場合でも変更内容の確認があります。また、指定された学校以外の就学を希望される場合は、お早めにご相談ください。

小・中学校就学援助制度

問学校教育課 ☎20-1558

就学援助制度は、経済的な理由によって小中学校に就学が困難と認められる児童・生徒に学用品・修学旅行費・学校給食費・医療費などの一部を助成する制度です。

次に該当する児童・生徒が対象となります。

対象者

- ・生活保護法第6条第2項の規定に該当する者(要保護)
- ・要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者(準要保護)



茂原市奨学資金貸付制度

問教育総務課 ☎20-1557

◆ 制度の目的

茂原市奨学資金貸付制度は、茂原市奨学資金貸付条例(昭和48年茂原市条例第8号)に基づき、申請者または父母等(連帯保証人)が市内に住所を有する者で、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、大学、短期大学または専修学校に入学が決定し、または在学する者で、経済的理由などにより学資の支弁が困難と認められる者に対し、予算の範囲内において学資の貸付けを行うことにより、修学を容易にし有為な人材を育成することを目的としています。

◆ 貸付要件

- (1) 奨学資金の貸付けを受ける期間中、申請者・連帯保証人(2人)の内1人以上が市内に住所を有すること。
 - (2) 高等学校など、大学または専修学校に入学が決定し、または在学していること。
 - (3) 経済的理由により修学が困難であること。
 - (4) 学術優良かつ健康であること。
- ※高等学校などは、高等学校、高等専門学校または特別支援学校の高等部をいう。

◆ 貸付額

区分	種類	修学費(月額)	就学支度費(入学時のみ)
高等学校など・専修学校(高等課程)		1万5千円以内	10万円以内
大学・専修学校(専門課程)		5万円以内	15万円以内

◆ 貸付期間

奨学資金の貸付期間は、貸付決定通知書に定められた高等学校など、大学または専修学校の正規の修学期間を終了する月までです。

奨学資金の交付は、毎年5月と9月の末日(予定)までに、上半期分・下半期分として6か月分ずつ銀行口座に振り込みます。なお、銀行口座は茂原市指定金融機関である千葉銀行の茂原市内各支店(茂原支店、茂原東支店、茂原南支店)のみ利用可能です。

◆ 貸付審査および貸付決定について

- (1) 貸付けの審査および決定は、学力審査、収入審査および提出書類の内容審査(面接)の上、貸付けの可否を決定します。
- (2) 決定は、郵送で申請者あてに通知します。

◆ 返済方法など

- (1) 貸付けが終了した月の6か月後から貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に月賦、半年賦、一括で返済していただきます。返済につきましては、振込口座から口座振替によって返済していただきます。
- (2) 奨学資金に利子は付きませんが、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、条例の規定により計算した延滞金額を加算して徴収します。

